

第4章

今後の地球温暖化対策

4.1 基本方針

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響が、県民生活、地域経済活動に残る中、前章で設定した本県の新たな温室効果ガスの削減目標を達成するためには、低炭素社会の構築とエネルギー安定供給の確保など、環境と経済が両立した持続可能な社会の実現が求められます。

また、気候変動の影響に対応するためには、本県の豊かな自然環境、農林水産業の特徴を活かしつつ、安全・安心で持続可能な社会の創生につなげていく視点も重要です。

そのため、県民、事業者、団体、市町村、県など、あらゆる主体が、地球温暖化に対する意識を高め、みんなが連携・協働して自主的かつ積極的に取り組む、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進します。

県民総ぐるみによる地球温暖化対策

4.2 施策の体系

「県民総ぐるみによる地球温暖化対策」を推進するため、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」（平成28年3月策定）に掲げた主な取組を基本として、取組を排出抑制策と適応策に分けて、それぞれ記載しました。

排出抑制策

- 1 県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発
- 2 事業所からの温室効果ガスの排出削減
- 3 環境に配慮した住まいづくりの推進
- 4 自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策の推進
- 5 環境に配慮したエネルギーの研究開発と利活用の推進
- 6 低炭素なまちづくりの推進
- 7 森林の二酸化炭素吸収機能の向上
- 8 県自らの率先実行の推進

適応策

- 9 気候変動の影響への適応策の推進

排出抑制策については、8つの主な取組のうち1～7については第5章に具体的な内容を記載しました。

また、各取組については、県総合計画の計画期間を踏まえ、2020年度に向けた方向性を記載し、進行管理をするために、定量化が可能な指標を設定しました。

8の「県自らの率先実行の推進」については、2016（平成28）年3月に策定した地方公共団体実行計画（事務事業編）である「県庁エコ・オフィスプラン（第5期）」（資料編24ページ）に基づいて、取組を進めることとしています。

適応策については、第6章に具体的な取組を記載しました。